

○日 時 令和元年6月19日 午前9時30分～午後1時55分

○場 所 議 場

○出席委員

10番	下 竹 芳 郎	委員長	3番	上 迫 正 幸	副委員長
2番	眞 茅 弘 美	委員	4番	沖 園 強	委員
5番	禰 占 通 男	委員	6番	城 森 史 明	委員
7番	豊 留 榮 子	委員	8番	吉 嶺 周 作	委員
9番	立 石 幸 徳	委員	11番	永 野 慶一郎	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	吉 松 幸 夫	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第6号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第7号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第8号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に下竹芳郎委員、副委員長に上迫正幸委員を選出]

△議案第6号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（下竹芳郎） 本委員会に付託された案件は、補正予算3件であります。

まず、議案第6号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第6号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,670万円を追加し、予算総額を120億7,680万円にしようとするもので、当初予算額より2.4%の伸びとなります。

地方債の補正については、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、介護保険特別会計繰出金、県の地域振興推進事業を活用した火之神公園魅力度向上事業とスポーツ交流拠点整備事業、社会資本整備総合交付金を活用した片平山公園トイレ改築工事、公共下水道事業特別会計繰出金、小中学校の空調設置事業などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、市債6,740万円、繰越金2,790万3,000円、県支出金2,312万円、諸収入972万7,000円、地方譲与税ほか440万6,000円の増と国庫支出金2,400万8,000円、繰入金184万8,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（下竹芳郎） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について質疑されるようお願いいたします。また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問の許可をいたします。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 私、説明資料の部分です。この2番目の介護保険特別会計繰出金における低所得者保険料軽減に要する経費なんですけど、低所得者保険料軽減を受けてる人数ですね、それとこの内容についてお願いします。

○9番（立石幸徳） 介護保険の人数もいろいろ明細も出ておりますので、介護保険会計のほうで、詳しく質疑をしたほうが適当じゃないかと思うので、そういう進行をお願いしたいんですけどね。

○委員長（下竹芳郎） 13番いいですか。それでは、ほかにありませんか。

○9番（立石幸徳） 私は、その6番の説明資料ですね、末尾。

漁港海岸、本会議の初日質疑でも少しは聞いたんですけども、もう少し詳しくですね、これからそれこそ災害のシーズンに入っていきますので、この件については県のほうから6月5日だったですかね、関係住民への説明会もあったわけですね。

県の説明会は、ここ毎年2月にやられていて今度が3回目だったと思うんですけども、その中でかなり関係住民の方が、いろんな要望、意見を出されておりましたので、その辺のところを整理しておかないと、本年度が設計、来年度からもう着工という予定みたいですね。

一番の住民の要望っていうのは、初日本会議で課長がこの防波堤工事が完了するにはおおよそ5年と、5年で終了するというような回答をされたんですけども、5年は正直、ことしが設計、あと工事が5年ちゅうことになるんでしょかね、その辺のもうちよっとはっきりした工事期間

ていうものについてはどういうふうに私どもは聞いとけばいいのか、お答えいただきたいと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今年度、詳細な測量をしまして設計ということですが、本工事につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間ということで、県からは伺っているところですよ。

○9番（立石幸徳） それで、これは平成27年の台風災害で、今度のその計画が具体的に変わってくるまで、もう5年ぐらい期間はたっているわけですね。あと5年ぐらい、6年かかると、はっきり言って、一応の対応が済むまで期間はたっているわけですね。

約10年間かかるということになるんですけども、この説明会でも一番多く出されてたのは、もうちょっと早くでけんのかという声が一番強かったんですよ。これを早めるということになりますと、当然、予算も多額のものを持ち取らんといかん、いろんな対応をせんといかんと思うんですけども、まず今、予測されている工事の事業規模というのはどれぐらいを見込んでおればいいのか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 約5年間ということで申し上げましたが、令和6年までで約10億の事業費を考えていると伺っております。

平成27年8月の台風被災から、委員がおっしゃいましたとおり、ことしで丸4年たって、実際の工事完了までが令和6年までということで、9年、10年ぐらいかかるということですけども、私も住民説明会に出席したところですが、ことしを含めて6年の間に、同じような台風が来たらどうなるのかという御意見、要望等も聞いてますので、市としましても、県のほうに、また国のほうにも、早期の事業完了を目指してお願いしていきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 今、課長が言われたようにですね、毎年、この6月から10月っていったら台風シーズンになると。ひょっとして27年の15号台風のまた二の舞がってということで、高潮を懸念するわけですよ。

10億を5年間って、年間2億ぐらいの事業で進んでいく、これを何とかあと1億ぐらい上積みしてですね、せめて4年、3年ぐらいの期間にやっぱり短くできるように頑張っていたきたいと思っております。

それで、当日、いろんな図面もいただいたんですが、大体、離岸堤の新設、全体的には東側から西側までおよそ600メートルになるという図面でしたよね。途中、間もあくところもあるんですけども、そうしますと西のほう東のほう、どっちのほうから工事は始まっていくというふうに考えとけばいいんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） ことし設計、詳細な測量をして海岸下の岩礁等も詳しく調べて、そして大型の模型でシミュレーション、実験、そういったことを検証して、来年度からの本工事に入るわけですが、今、委員がおっしゃいました離岸堤の長さは490メートルぐらいということで、その離岸堤の形状、あと消波ブロック、そういったものについても潮流の関係とか、いろんな模型に基づいたシミュレーション、実験を行ってから、10億ですので、まずは消波ブロックを陸、おかのほうで2次製品をつくって、それを消波ブロックとして、離岸堤として台船等で設置する計画と聞いておりますが、具体的に西側からとか東側からやるという話は伺っていないところですよ。

○13番（清水和弘） 今、その離岸堤ということなんですけど、陸上から大体何百メートルぐらいのところに設置しようという考えなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 離岸堤につきましては、今ある堤防から沖合約100メートルのところへの設置を今の段階では検討しているということでした。

○13番（清水和弘） 離岸堤を設置することによるその効果というのは、いろいろ考えられるんですけどね、まず、どのようなことを考えていますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 27年8月の台風15号は、高潮による越波ということで、堤防を越えて波が上がったわけですが、そういった大きな高潮、波を離岸堤で沖合の消波ブロック等で沈めて、今ある護岸の堤防を波が越えることのないように波を軽減するといえますか、波の高さを抑えるということでは伺っているところです。

○13番（清水和弘） 私はですね、この離岸堤を入れることによって、またそこが魚礁にもなり得るとそういうことも考えられるんですけど、その辺はどう考えてますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） ことしに入りまして、6月5日にありました県の説明会におきましても、県の担当者からはこういった離岸堤を設置した他の漁港の状況の説明があったんですが、委員がおっしゃったとおり、その離岸堤が人工の魚礁となり得るという事例もあって、そこに海洋生物が集まって魚礁的役割をするという事例もあったとの報告、説明は何っているところです。

○9番（立石幸徳） それで、もう一つ関係住民が要望したのは、現在の堤防、これが相当老朽化していると。来年度から着工していくにしても、今の堤防も本当にもつのかという心配もあるって言うんですが、現在の堤防を何かいい形に改善するとか、その辺の要望なり対応策としては、全然、新しいのができるまではもう手をつけないと、こういう考えになってるんですかね。その辺の状況を聞きたいと思います

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、話がありました現在の堤防につきましても、老朽化が進んでるということで、住民から老朽化対策はないのかという御意見が6月5日の3回目の県説明会でもあったところですが、私どもとしまして、平成30年6月に商工会議所から要望があった中で、堤防のかさ上げ等の要望もありましたので、それも踏まえて6月5日に私からも現在の堤防のかさ上げについて、そういった要望もあるところですがという話をしましたら、老朽化対策も含めて今年度実施する詳細設計のシミュレーションをする中で、かさ上げの必要な部分があれば、若干のかさ上げも検討していきますという返事は伺っているところです。

○9番（立石幸徳） 最後に、この件の財源の点で確認しておきたいんですが、初日本会議でもこれがいわゆる交付金事業から今度、特別補助事業っていう形で、国庫負担が3分の2という非常に有利な事業になってきたわけですね。本市分が残り3分の1を県と市でやって、本市分が3分の0.14とこうなりますと、その全体事業費を10億で見た場合に、本市の持ち出しっていいでしょうか、出さなきゃならない事業費っていうのは、10億で見た場合、どの程度になるということになるんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 予算も減額しておりますが、農山漁村地域整備交付金事業で申請を行っていたところなんですけど、委員がおっしゃいますとおり、特例補助事業として内示を今年度に入り受けまして、漁港海岸整備事業で実施することになっております。

その中で、負担割合が国が3分の2、そして残りの3分の1を県と市で負担するわけですが、委員がおっしゃったとおり、市の負担は県が3分の0.86に対しまして、市は3分の0.14となります。

パーセントに換算しますと、市の負担は約4.7%となりまして、先ほど私が申し上げました全体事業費を10億とした場合、その効果といいますと、3,800万円程度が市の負担になると計算しております。

○9番（立石幸徳） これも少しは初日に聞いたんですけども、今度のこの事業が非常に進んできたというのも、地元建設業者を中心とした商工会議所ですね、県への要望、陳情がですね、相当私は大きな効果があったとみているんですけども、地元の建設業者の工法がまだはつきりしないんですけども、何かそういう大きな事業をですね、やっぱり少しでも地元業者ができるようにということは、当然考えているんでしょうけれども、どういった面ですね、地元建設業者にそういった仕事が出てくるのか、その点を最後に聞いておきたいと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど工期の関係で5年間と申し上げましたが、まず沖に離岸堤

を消波ブロックで堤防をつくるわけですが、その前に陸のほうで消波ブロック等の作製をしないといけないということになるかと思えます。

そういったことで、そのような工法をとると伺っておりますので、まず離岸堤は沖のほうで台船を使った設置工事の前に、陸、おかのほうで消波ブロックを作製すると聞いておりますので、その部分を工期、工区等を分けて、地域の事業者等が受注できるような工区、工法の分け方も検討していくと伺っているところです。

○5番（禰占通男） 今、沖堤、堤防という話が出てきてますけど、昔はあれを丸石で、コンクリートで固めた堤防だったんだけど、それも消失したちゅう歴史がありますよね。そうした場合は、この土地利用の規制ということは考えていないんですか。

今、人口が減って、どんどん空き家もふえて更地にする。そうした場合、次に利用するときには構造物はつくらないとか、やはりそういった土地利用の規制というのにも必要じゃないですかね。

そういう構想はないんですか、枕崎は。

○水産商工課長（鮫島寿文） 陸、おかのほうの規制というのはどういった意味ですか。

○5番（禰占通男） あそこは前、枕崎台風、ルース台風で相当浸水していますよね。今の堤防があるところから100メートル以上浸水したのが事実ですよ。

住んでる人に聞くとだんだん、どっちちゅうか東側というか片平のほうへ上っていくとだんだん土地が高くなってから、低いところは浸水したけど、ちょこっと高いところは浸水しなかったら住民の方も言ってるんですよ。

そうした場合は、今、27年度の台風、あれでも1つ建物に被害があったんだけど、そうした場合は海岸線の通りのあそこら辺に住宅があるちゅうのは何かおかしい話ですよ、防災から考えたら。

南の海に対しては、全然障害物はないわけでしょう、大きな台風が来た場合には。

そうした場合は、やはり構造物を撤去した場合は、ここにつくるのはできないとか市の都市計画なりで計画するべきじゃないかと私は思ってるんですよ。莫大な、今これ聞くと10億でしょう。いろいろなもろもろの費用を考えた場合。

今回は、先ほど説明がありましたように、国から3分の2ということで本市は3,800万程度ということで出し前は少ないんだけど、それはそれでいいと思うんだけど、やはり長い目で見た場合、考えた場合、防災のためにするんだけど、やはり永久に続くような防災の仕方もあると思うんですけど、今後のそういった計画というか、それを立ち上げるとか、そういうのは本市としての考えはどのようになっているんですか。

○13番（清水和弘） 都市計画法においてはどのようになつとるんでしょうか。

○委員長（下竹芳郎） 全然関連がないんで、それは。（「関連はありますよ、都市計画法によって決まるとるわけだから」と言う者あり）

○建設課長（松崎信二） 今のところ、用途区域を都市計画でやっております、住宅も建っております。

そして、先ほど水産商工課長からありました10億の事業費の中で4.6%、市の持ち出しが3,800万ということでした。これを今ある用途区域に住民が住居を建てられることにしておりますが、そこに建てられないとした場合に誰が費用を出して移転するのかというのがあります。

今は、補助事業で沖堤の事業がありますので、今のところ本市では陸のほうの用途を変えるという計画がないところであります。

○5番（禰占通男） 私が言うのは、今、海岸線の一番海に近いところに住んでるのは、大体が年配者が多いですよ。あそこだけでなく、ホテルの近くのおそこの低いところにも相当海岸線に家があります。

それで、もしさっきから言ってるように、構造物を撤去した場合、次に利用するときの規制と

かを考えたほうがいいんじゃないですか、将来的に計画したほうがいいんじゃないですかっていうのを私は今、お尋ねしてるんですけど。

○水産商工課長（鮫島寿文） 私も平成27年8月のその被災の後、現地を見に行っって、そこには住宅もありまして、またかつおぶし工場もありまして、そのまきとかそういったものが大分上のほうまで上がっていたようでした。

そうした中で、委員お尋ねのその規制をかけるという考えもあるかもしれませんが、現在、住民がたくさん住まわられていて、また大きなかつおぶし工場もありまして、そういった方々の、まずは生命、財産を守るという意味合いで金額的にも5年間で10億という大きい金額ではございますが、まずは今ある住民の方、そして企業活動を行っている事業者の皆さんの安心安全のために、こういった離岸堤を設置しまして、台風等による高潮、そういった越波の被害を防止すると考えておりますので、住民が今住んでいらっしゃる中で、規制を都市計画の中で住宅区域から外してどうこうということは、私のほうでは申し上げることはできないところです。

今ある住民の要望に対しまして、9番委員からもありましたとおり、まずは早く、そういった対策をとって、いつ来るかわからない台風災害等に備えることが、まず第一かなと考えているところです。

○5番（禰占通男） 一応、その堤防、離岸堤はそれはそれ、うちの防災の計画として私は言ってるんですよ。そうしないとあんた、防災防災って毎年訓練をしているんなことを計画しますけど、何のための防災なのっていうこと。この堤防も防災でしょう、沖堤も防災のためにするんでしょう。国からの補助金があるからどうのこうのって話じゃないと思うんだけど。

そういうことを計画して、今後、私はいくべきだと思うので、今こうして言ってるんですよ。そうしたって基本は防災だから、その防災を計画してなくて人命が失われた、ほんなら誰が責任をとるのっていったら、これは自己責任ですよ。

誰も責任を負えないけど、ただし、行政はそういうことに人の財産、生命を守るのが使命でしょう。そこが違うと思うんですよ。

お金かけるのもいいけど、やはりその根底に隠れてるものを計画して、私は実行していくべきだと要望しておきます。

○4番（沖園強） さまざまな住民からの要望等があつて、また用途区域については、当然、住民からの要望を受けて、都市計画審議委員会なるものを開いて変更するんであれば、パブリックコメントももちろん取らんないかと。非常にプロセスは長いと思うんですよ。

だから、都市計画法に基づいてですね、用途地域も指定されておりますし、要は我々議会が判断しないとイケないのは、そういった住民要望があるかということが、まず先だと思えます。

○9番（立石幸徳） 今度の離岸堤の設計といいましようか、どういったことを防災上、対象エリアをどこに置くかっていうその中でですね、先ほど言った6月5日の説明会で、県のほうから浸水想定区域という資料が出されていますよね。

その資料を見ると、新町、私もこれちょっと見にくい図面なんではっきりわからない部分もあるんですけどね、新町のほとんどのエリア、旭町も半分以上のエリアが浸水を今度の離岸堤で防壁できるという予想地域を立てて、今度の離岸堤でそこを防ぐという、浸水を防ぐという形の対応、対策の今度の事業だと思いますのでね、一応、課長がちょっと言われたように、とにもかくにもその離岸堤を早く、早期につくり上げて、それでも俗にいう想定外ですね、いろんな高波等が来たらまた考えんといかんでしょうけれども、当面ずっといろんな調査をされて、県が想定区域も予想をして、今度の防波堤ができると考えてますので、それだけの技術的なものの裏づけがあると思うんで、要は早期に、これが完成するということが一番の課題じゃないかと思えますので、その点を重ねてお願いしておきたいと思えます。

○6番（城森史明） 末尾に県単産地づくり対策事業補助というのがありますが、これはどうい

う内容になってるんでしょうか。

○農政課長（原田博明） これは茶工場の生葉除水機の導入事業でございまして、事業主体の農事組合法人駒佐原茶生産組合が要望していた農業農村活性化推進施設等整備事業について、今回採択があったことでの補正でございます。

内容といたしましては、降灰時の生葉洗浄に伴い、茶葉に付着した水分を取り除き、荒茶の品質向上を図るための機械でございます。

○6番（城森史明） その中で、以前は降灰対策事業で行っていたんですが、今回は県単産地づくり対策事業ということなんですが、この違いというのはどういうところがあるんですか。降灰とこの県単産地の違いというのは。

○農政課長（原田博明） この駒佐原茶生産組合が以前、自己資金で生葉脱水機を導入したものですから、降灰対策事業は該当しなかったということで、この事業で対応したということであります。

○6番（城森史明） その県単産地づくり対策事業というのはどういう事業なんですか。

○農政課長（原田博明） 産地づくり対策事業の中に農業農村活性化推進施設等整備事業というのがございます。

この中で、鹿児島の特産品を中心に生産されてる方が、品質向上とか消費者ニーズに合わせた事業をしていくということで、安定的な経営をするために、施設の整備をしていくものに対して補助をするということで、対象といたしましては、園芸産地の活性化に伴う事業、地域水田農業に伴う事業、かごしま茶の産地力向上に関する事業、その他それぞれの特産品の生産向上に関する事業に対して補助をするという事業でございます。

○6番（城森史明） 次にですね、13番目の総合体育館観客席及び床等改修整備がありますが、この前リハーサル大会が開かれて意義ある大会だったんですが、一つ気になったのが、床がですね、いろんなバスケットやら、バレーやら、いっぱい模様が描いてあってですね、そういうことによって、なぎなたを競技するときに集中できるのかなと思ったりしたんですが、この辺の改修も含まれるんですか。

○保健体育課長（豊留信一） メインアリーナの改修は、この事業には含まれておりません。体育館の一番広いところですね、あそこは平成28年に床の全面改修をしまして、照明とか、建設課の交付金事業を活用し、大変きれいにしていただいたところです。

競技用のラインにつきましては、バスケット、バレーボール、テニス、バドミントンとかの利用がありますので、床改修後、そういった競技団体の方々とお話をしまして、競技用のラインとして色分けして引いてあります。

なぎなた競技のときには、確かにほかのラインも気になったところなんですけれども、なぎなたの会場は今回、白線で作らしていただきまして、その線が絡んだりするところは床の板の色と同じ色のテープを張って目隠しで、できるだけほかの色が目立たないように対応したところです。今回の事業には、その床の改修は入っておりません。

○6番（城森史明） 個人的にはそういうところが気になったんですよね。ですから、それは競技団体がどう考えてるかということなんです、なぎなた競技団体があの状態でいいのか。

ちょっとごちゃごちゃしてですね、あの辺がちょっと問題なのかと思いましたので、それは今後、競技団体と話をして……。

○保健体育課長（豊留信一） リハーサル大会の準備段階におきまして、競技団体と話をしまして、そのコートラインについても、こういった形で設営していきましようということで話をして、了解を得て設営したところです。

○6番（城森史明） それともう一つだけ気になったのが、要はあの景観ですよ。特に私、気になったのが花渡川の草が2メートル以上高くなって、特にはいから亭のあそこですね。

だから、特に花渡川のその景観ですよ、それを来年までにはですよ、ちゃんときれいにやっぱりしなければですね、いけないと思うんですよ。

そういう意味で、私有地の耕作放棄地なんかは、それは地主の責任ですから。特に、花渡川の国道沿いの景観についてはどのように考えておられますか、対策はあるんですか。

○建設課長（松崎信二） 委員から、この間のなぎなた大会のときに、そのことも要望として伺っておりますので、県と会う機会がこの間ありましたので、なぎなた大会の本大会前までには、花渡川の河川沿いの伐採をお願いしますと県に要望しております。

○9番（立石幸徳） この最後の説明資料では、まず、県の地域振興推進事業ということで出てるんですけど、予算書の28ページのほうには、工事請負費で単独事業と備考欄に出てるんですね。これはどういった意味になるんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 予算書の表記のことですので、私のほうから答弁させていただきます。

国庫補助事業を受けて行う事業は当然、補助事業となります。しかしながら、県の単独補助を受ける事業については単独事業という範疇になりますので、今回は県の地域振興推進事業につきましては、県の単独補助ですので単独事業という扱いになっております。それはもう決算統計でも、そのような扱いになるところでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、これは本市の単独事業という意味ではないと、そういうふうに整理すればいいんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 決算統計上、補助事業、単独事業というときには、地方公共団体から補助を受ける場合は、単独事業という取り扱いをするということで、単独事業という表記になっているわけですので、本市が全く補助を受けない事業も当然、単独事業ですけれども、地方公共団体の単独補助を受ける事業も単独事業という扱いにしているということを御承知おきください。

○13番（清水和弘） 説明資料の12番ですけど、この太鼓芸能集団とあるんですけど、現在どのくらいの方がおられるんですかね。

○文化課長（中嶋章浩） 鼓童のメンバー、構成メンバーの人数ということでしょうか。——30名と聞いております。

○13番（清水和弘） 人員構成というのは、小、中、高あると思うんですけどどのようになっているんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 鼓童の説明をさせていただきます。太鼓集団のプロ集団になります。所属は、新潟県佐渡島を本拠地にプロとして全国ツアーとか世界ツアーに回っておられるプロ集団になります。

○14番（吉松幸夫） 文化課長が今30名というふうにおっしゃいましたけど、これはもうレギュラーメンバーが30名ってということでしょうか。だから研修生とかも含めればどのくらいなのか把握してますか。

○文化課長（中嶋章浩） 正規メンバーは30名で、15名が入れかわりで演奏されると。準メンバーとか研修生とかも合わせれば、毎年研修生が入ってこられるという中で、そのプロとして活躍するメンバーは30名と聞いております。

○7番（豊留榮子） 世界的にもこれ有名なプロ集団ですよ、この方たちがこの枕崎の70周年式典に来てくださるっていうのは、すごいことだなと私もびっくりしてるんですけども、この補正の479万6,000円というのは、この鼓童を呼ぶための費用なんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 計上させていただいている金額は、鼓童を呼ぶための金額でありまして、概略内訳ということになりますと、公演委託料として鼓童に支払う金額は220万程度となります。そのほかチケット、宣伝費、ポスターとかの印刷代とかの経費が公演運営経費ということで、トータルとして479万6,000円となっております。

○7番（豊留榮子）　すると、来場される市民の方々は、無料で鼓童の演奏が聞けるということなんですか。

○文化課長（中嶋章浩）　チケットの販売ということで、歳入予算として計上してございます。チケットの販売収入の見込みとして299万円を考えております。S席を今、鼓童と交渉しておりますけれども、市民会館で開催する予定でございますけれども、前の4列のS席を5,800円としまして、それ以外の席を3,000円という設定で、歳入予算を299万円と見込んでおります。

○9番（立石幸徳）　歳入のほうで、この国際芸術賞の関係ですね。この経費そのものは寄附ですので、どうということはないんですが、ここへきて本市のその今度の国際芸術展、7月21日がオープンていいんでしょうか、初日でまたセレモニーも予定しているみたいですけど、これはまだ決定じゃないんですが、どうもその参議院の選挙と、投票日とですね、重なる可能性が多いようですけれども、仮に投票日と重なった場合も予定どおりの日程で、開会セレモニーちゅう形になっていくんですかね。

○文化課長（中嶋章浩）　予定どおり7月21日10時から南浜館におきまして、開会、オープニングという計画となっております。

○9番（立石幸徳）　教育費で、初日本会議で空調関係、幾つかお尋ねをしましたが、もうちょっとですね、昨年から取り組んできてる小中学校の空調設置、現時点でどこまで進んでくるんですかね。

○教委総務課長（山口美津哉）　普通教室の部分についてだと思えますけれども、入札も既に終わりました、工期の設定は10月末日ということで、市内3電気業者に発注をそれぞれ分担というか、入札で落札した部分で準備を進めておりますけれども、これまでも説明してきましたとおり、室内機の調達期間にやっぱり3カ月程度かかるということで、状況は余り変わっておりませんので、その調達に業者のほうは努めていただいておりますが、それと並行して以前も申しあげましたように、できる部分の作業を進めるということですけど、今、それぞれ業者が小学校の部分からとか、中学校の部分からとかということで、事前の準備作業に入っていると建設課からは伺っております。

具体的に、動きが目に見えるという状況にはありませんけれども、準備作業は進めていると聞いております。

○9番（立石幸徳）　それで、普通教室以外の特別教室、職員室、この予算で単独事業ちゅうことで取り組むようになってるんですけれども、初日にもちょっと聞いた光熱水費、いわゆる電気代、枕小の一部がガス式になるっていう説明もありましたけど、光熱水費が大体、年間、全小中8校ありますけど、どの程度見込んでいるもんなんですか。

○教委総務課長（山口美津哉）　以前の委員会でもその段階での試算を少し説明したと思うんですが、そのとおりとすると基準単価というか、1日当たり8時間使用した場合の夏季電気使用料の試算を業者の方がし直してみましたら、若干金額的に上がってきています。

ただ、正確な試算とまではいかないんですが、あえてその当時に、その業者の方が基本料金を除いて試算した部分で説明をいたしますと、普通教室1教室当たりで説明いたしますと、普通教室の場合に、1日8時間使用したとして、夏季の電気使用料521円程度で試算いたしますと、6月から9月までの間で普通教室では50日間程度稼働すると仮定しまして、小学校全校分45室で117万3,000円程度、中学校全校分24室で62万6,000円程度ということで、小中学校全体では30年度の光熱水費の決算からしますと、9.19%ぐらいの増になると見込んでおります。

ただ、これも正確な数字かといいますと、実際動いてみないとわかりませんが、あとこれにプラスされるのが、基本料金の算出になるんですけれども、これは高圧受電設備契約の場合に、電灯動力の12カ月ピーク時の料金というデマンド方式が採用されますために、今のところ算出が難しくて試算ができないところであります。

○9番（立石幸徳）　そこで、財政課長のほうから初日にもこの分のいわゆるその光熱水費に係る地方財政措置、これは県にもちょっとお尋ねすると、総務省のほうで何か対応するようなものがあるらしいですよ。ちゅう説明なんですけど、今の時点では、どういう措置がなされて、確認はできていないんですか。

○財政課長（佐藤祐司）　初日本会議でも申し上げましたが、普通交付税の算出基礎の中で単位費用というのがございます。

その単位費用の積算の中で、これまで冷房の電気代は入ってなかったということでございますが、国の方針として、今回、小中学校に空調設備を設置するということで、その財源措置として、冷房相当分の電気代については増額するという情報をいただいております。

しかしながら、現時点で単位費用の明細、積算明細をいただいておりますので、どのくらい光熱水費として上がっているのかというところまでは答弁できないところでございます。

○9番（立石幸徳）　そこでちょっと細かい話になるんですけど、当然、国のほうはそういう普通教室分の、そういう単位費用ちゅう形の財政措置になるんだろうと思うんですけども、その特別教室、職員室等も全部ひっくるめた経費が上がっていった場合に、その辺の区分けっていうか、仕分けができるんですか、どうなんですか。

○財政課長（佐藤祐司）　これまでの単位費用の積算の中で、空調設備について光熱水費を見てなかったということは、それぞれの団体が単独で空調設備を入れた場合でも計上してなかったということだろうと思います。

しかしながら、今回の場合は、普通教室分につきましては、国の財政措置、補助の裏づけがございましたので、私自身も普通教室分の光熱水費の増額分についてのみ単位費用で見られるのかなという認識は持ってるところでございます。

○5番（禰占通男）　12ページのこの諸収入でちょっとお聞きしますけど、国際芸術賞展の歳入ということで、文化振興基金の助成が減になって財団法人自治総合センター助成が同額ということで計上されてるんですけど、これは関係があって同じ額になってるんですか。

○文化課長（中嶋章浩）　今回、助成につきましては、財団の12カ所、12団体に申請しております。採択・不採択とかございますので、採択を受けたものにつきましてはプラス補正で、不採択分につきましてはマイナス補正となっております。

○5番（禰占通男）　それと、ここに朝日新聞の助成ちゅうのがあるんですけど、このほかのメディアとかそういうのからは、お願いとかそういうのは。

○文化課長（中嶋章浩）　メディア関係でいいますと、文化関係で助成を申請できるのは朝日新聞文化財団というところで、今回お願いしたところでありまして。

ほかのメディアに関しては、そういった募集等がありませんので、財団がありませんので、そこについては申し込んではいないところです。

○5番（禰占通男）　結構、全国紙なんか、こういうのにも結構してると思うんだけど、独自に助成したり、そこら辺は何か調べたり、お願いとかそういうのはしてないんですか。

○文化課長（中嶋章浩）　文化芸術関係で幅広く、そういった財団の応募、ホームページ等、そして文化課にも御案内が来ますけれども、この国際芸術賞展に助成という形になれば、公募展に合致する助成というのが、今言った事業団体のみでございまして、そのほかいろいろ探しましたが、今回申請できるところには全て申請を上げております。

○5番（禰占通男）　あとそれと、今月だったかな、回覧板に市民の方へも寄付を募った文書があったんだけど、あれは今回が初めてだと思うんだけど、あれはどういう趣旨でああなってるんですかね。

○文化課長（中嶋章浩）　自治公民館連絡協議会のときに説明、お願いした経緯がございまして、枕崎国際芸術賞展支援協会、民間の団体からの寄附のお願いという形で、公民館にお願いしたと

ころであります。

今回が枕崎国際芸術賞展第2回になりますけども、前回の第1回もこのような形で公民館にお願いしたところでございます。

○5番(禰占通男) 今回は文書で来てるから、それがどういうふうにして、前回は文書でされてますかね。市民が全部、ほとんどが目を通す回覧板についてうちは回ってきたんですよ。

○文化課長(中嶋章浩) 第1回展同様、文書で各公民館長様をお願いしたところでございます。

○12番(東君子) 3番目のシニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業補助について、この補助を受けられる団体というのはどういう団体なんですか。内容について教えてください。

○福祉課長(山口英雄) シニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業補助でございますが、今回補正予算で60万円を計上しているところでございます。

このシニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業というのは、高齢者の健康づくりとか、介護予防に関する取り組み、生きがいくくりといった地域の互助活動を行う団体の活動を立ち上げる際に、いろんな備品とか、費用がかかる場合がございます。

そういった活動の立ち上げを市が支援することによって、これらの活動を拡大して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会づくりをさらに推進するというのを目的としているところでございます。

対象となる団体の条件といたしましては、まず、任意の団体であること。2点目に、本市に住所を有する者で構成されていること。3人以上いないと団体とはなりませんので、3人以上の構成員を有して、その半数以上が高齢者であること。代表者を定めて、互助活動を継続的に実施すること。

対象活動といたしましては、健康づくり、健康維持増進や介護の予防に役立つ体操、料理教室、栄養教室など、御自分の仲間内だけに限ったわけじゃなく誰でも参加できるような形です。これが互助活動ですので、誰でも参加できるような形で行う、そういった取り組みとか、ひとり暮らしの高齢者をこの団体で見守っていく見守り活動。あるいは子育て支援に関する取り組みとしては、子供と高齢者の多世代、異世代の交流、昔ながらの遊びの伝承といった活動とかが具体的な活動例として挙げられるかと思えます。

対象はこういったものでございますが、先ほど申し上げましたとおり、活動の立ち上げの際に、やはり活動するのにいろんな資機材とかが必要な場合もございますので、活動の内容によりましては、そういったものを助成するという事で、運営費を助成するというものではございませんので、御承知おきいただきたいと思えます。

○12番(東君子) あの金額、出していただける金額とか、これは制限があるんですか。

○福祉課長(山口英雄) 今回、補正予算には60万円計上してありますけれども、これは1団体30万円を上限といたしております。

ただ、30万円が上限ですけども、実際に活動を立ち上げるために必要な資機材に要した経費とその上限額とを比較して、実際に支出した額が30万より低い場合には、そこが上限となります。

○4番(沖園強) 予算書の21ページをお願いします。農林水産業費の目の林業振興費、この報償金、これどこにいく報償金。

○農政課長(原田博明) 報償費につきましては、森林づくり推進委員、今4名いらっしゃいますが、この方々の活動費として報償費を組んでおります。

活動といたしましては、森林の現況調査、間伐等の森林整備の督励とか、森林施業に関する相談、こういったことを活動として行っております。

○4番(沖園強) その推進委員の4名は市民になるんですか。

○農政課長(原田博明) 市内在住の方でございます。

○4番（沖園強） 今回、森林環境譲与税に関する資料等も出てるんですけど、当初予算でも環境譲与税にかかわって市町村森林所有者情報活用推進事業等も当初で組んでおったわけですね。

そうすると、この資料の用途、目的の部分で、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及、啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、そして森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用という用途は、特定財源みたいな形になってるんですけど、そうすると、当初予算のこの所有者情報活用推進事業と今回の基金積み立てが1,000円、あとはどういった形で使われていく、用途となっていくんですか。

○農政課長（原田博明） まず、森林環境譲与税を歳入で計上しております。255万8,000円譲与されるということで計上しております。

歳出は、21ページにあります林業振興費の中で、森林経営管理推進事業として184万3,000円組んでおります。

先ほど説明いたしました森林づくり推進活動に対する報償費、森林計画情報更新業務の委託料、またシステムを入力する端末機の備品購入費、そのほか事務費ということと、基金条例も制定しましたので、基金に積み立てる費用として1,000円計上しているところでございます。

残りの71万5,000円出てくると思うんですが、この分につきましては、当初予算に森林所有者情報活用推進事業で計上しておりました。これは補助事業でございまして、2分の1の補助事業で143万円の事業費でございます。

国庫補助が50%ですので、その補助残を一般財源で一応計上しましたので、この一般財源分を譲与税で充当したいということで計上しております。

○4番（沖園強） それと全般的に言えることなんですけど、今回、人事異動に伴う給与改定ということで末尾の資料でも出されているんですが、人事異動に伴う増減ですね。毎年6月議会は、人事異動に伴うこういった予算が計上されてきて、大体一般財源で処理されていくと。

ただ、事業課あたりの事業費に絡む人件費というのが、特定財源で対応されていくということなんですけど、例えば27ページ、極めて珍しいことになるんですが、教育費の地方債でこの給料手当等を対応した。何か補助事業絡みがあったんですかね、その辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○財政課長（佐藤祐司） この地方債の50万につきましては、今回、保健体育課の事業で総合体育館整備というのを2,000万程度計上いたしております。

それには、県の地域振興推進事業ということで2分の1相当あるんですが、残りにつきましては過疎対策事業債を充当いたしております。

この場合、単独事業の事務費ということで、2.75だったか5%だったか、詳細はわかりませんが、事務費として起債事務費というのがとれることになっております。

ですから、そこは一般財源で対応するよりも起債事務費をとって、過疎対策事業を充てたほうが、実際かかった金額の30%で対応できることもありまして、極力このような場合には、起債事務費で対応するようにしております。

その結果、一般財源の持ち出しではなくて起債対応になっているということです。

○委員長（下竹芳郎） ここで10分間休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（下竹芳郎） 再開します。

○2番（眞茅弘美） 先ほども出たんですけども、末尾の説明資料4番の県単産地づくり対策事業補助の生葉除水機に関してです。

こちらの説明はよくわかったんですけども、補助率と生葉除水機全体の金額を教えてください。

○農政課長（原田博明） 総事業費につきましては、1,296万でございまして、補助率は3分の1

以内となってまして、補助金は3分の1以内の395万6,000円となっております。

○8番（吉嶺周作）先ほども出ましたが、このシニア元氣いきいき支援事業の中老年層に対し健康づくり等の活動立ち上げを行う団体への補助とありますが、既にこういった事業に類似している活動を行っている団体が、こういった補助事業が出たということで、事業の拡充だったり、備品の購入だったりする場合には、この補助金は使えるんですかね。

○福祉課長（山口英雄）既に活動されてる場合には、その活動をそのまま維持する場合には、もう活動が立ち上がってますので、この補助の対象とはなりません。

ただ、活動をさらに広げたりとか、新たな分野を取り組むとかそういった場合には、その取り組みの内容等にもよりますけれども、取り組みを拡大、拡充する部分については、補助の対象となり得ると思います。

なお、実際この補助を受けようとする場合には、予算書とか事業計画書とかいろいろなものを提出していただくこととなりますので、そういった作業が必要になるかと思えます。

○8番（吉嶺周作）それと先ほど出ましたが、上限は30万円となっておりますが、例えば、備品購入や支度金に100万円要った場合、補助率が30万円だったら、上限の30万円いただけますよね。それで、支度金とか準備品が50万だった場合も30万もらえるということになる、補助率は関係ないんですか。

○福祉課長（山口英雄）先ほども申しましたとおり、この補助の上限額は30万円になってますので、実際の活動立ち上げに必要な経費が100万だった場合にも、対象となるのは30万円となります。

立ち上げにかかった実支出額100万円の場合には、上限額にひっかかりますので、30万円の補助を受けられるということになります。

○8番（吉嶺周作）次に、火之神公園の魅力度向上事業なんですけれども、ここ数年、毎年とは言わないですけど火之神公園の整備が徐々に進んできておりますが、最終的にはどういった公園に仕上げていく構想ができているのか、お伺いいたします。

○水産商工課長（鮫島寿文）これまで県の地域振興推進事業や今回の魅力度向上事業等で、火之神公園の広場の園路、照明等を整備してまいりました。

今回、公園広場からプールにおりる坂道の道路に昔の擬木といいますか、柵もあったんですが、その改修を行う予定です。歩道と車道を整備するということで、歩車道の整備ということで考えているところです。

そういったことで、広場のほうにアンツーカーですかね、赤い園路を整備して、そしてプールのほうまでおりていけるようにして、最終的には平和祈念展望台まで行けるような形で、来られた方が歩いて周遊できるように考えているところです。

また、ある程度の整備ができたと考えているんですが、余り大きな手を加えずに、来られた方が景観と自然、潮風とか心地よさを感じていただければ、またリピーターとして、近年、夏場以外でもキャンプをされる方が、今度のゴールデンウィークも非常に多くの方が、県外等から来園してテントを張っていたようでございます。

そういった口コミで広がっていった部分、観光協会でもリアルタイムでいろんなSNSを使った情報発信をしていただいているところです。

今後は、ことしの3月に設置されました未来をつむぐ幸せの鐘とか、いろんな観光資源、スポットになるようなものもでき上がってきておりますので、民間の方とかいろんな知恵をいただきながら、今後もPRに努めていきたいと思っております。ある程度、整備は進んできてるのかなと思っているところです。

また、個々にはまだ整備が必要な部分もあるかもしれませんが、ある程度、今回のプールの取り付け道路といいますか、坂道の部分まで整備が進めば、ちょっと坂がきついかもかもしれませんが、

歩いて周遊できるのかなど。まず歩いていただいて、火之神公園のよさを感じていただければな
と考えているところです。

○8番(吉嶺周作) 私も5月のゴールデンウィークに2日間ぐらいキャンプをしたんですけど、本当、60基以上のテントが並んでですね、初めて見たといいますか、火之神公園があんな
ににぎわってたのはですね。

そういった中で、利用者の方とお話をしまして、もう少しトイレ横だったり、駐車場を整備し
てもらいたいということと、あと夜間になりますと10時には照明が消えるように設定されてま
すよね。公園内からトイレに行く方々が、その通路のところの足元にスポットライトでもあつた
ら足元が見やすいんだけどといった要望があったので、ぜひ今後、検討していただきたいと思
います。

○11番(永野慶一郎) 予算書の22ページの商工業振興費のところ、チャレンジショップ促
進事業というのが165万6,000円、今回補正で上がってきておりますが、これは、お魚センタ
ー内の4月にオープンしたお店の出店補助ということでよろしいでしょうか。

○水産商工課長(鮫島寿文) 22ページのチャレンジショップ促進事業165万6,000円のこ
とでしようか。——お魚センターの空き店舗への出店に関する事業補助になっております。

○11番(永野慶一郎) これは人件費とかではなくて、家賃の補助のみでしょうか。

○水産商工課長(鮫島寿文) 人件費等ではなく、出店にかかわる家賃に関する部分の補助にな
っております。

○11番(永野慶一郎) これは、1年間だけの補助だったですかね、何年になってましたかね。

○水産商工課長(鮫島寿文) 1年の補助といいますか、申請の当該年度から3月までの補助な
んですが、翌年度末まで延長できる最大2年間の補助となっております。

○11番(永野慶一郎) 最大2年間ということですが、この2年間家賃の補助をしますので、
それまでに経営が成り立つようにしていってくださいという趣旨の補助金だと思うんですけども、
3月定例会の最終日の全員協議会だったと思うんですけども、私、市民の方からちょっと閉店が
早いんじゃないかというような声もありますよということでお伝えしたんですけども、この4月
にですね、またこの新規の店がオープンしてからも市民の方から、あんまり早かち、閉まい方が
早かど、というような声も聞くんですけど、そういった今後、またそういうのが経営の波に乗っ
ていくまでにですね、そういった問題もあると思うんですけども、3月議会後のそういったとこ
ろの改善策とかっていうのは考えておられてないのか。

○水産商工課長(鮫島寿文) 今、チャレンジショップということで、開業した方ともお話をし
ているところなんですけど、センターの営業時間が午後5時までということで、業種的に浜焼き小
屋風の立ち寄り型飲食店ということで開店をしたわけですが、昼の時間、または2時、3時も利
用されてる方はいらっしゃる場所なんですけど、お店の回転率といいますか、やはり長い時間
できればという御意見を承っているところです。

また、委員がおっしゃいましたとおり、これまでも夏の期間に、時間を延長してセンターが開
館されたときもあったようですが、ほかの店内のテナントの関係者、またお魚センターの内部で
そういった営業時間の要望があることにつきましては、承知しているところですので、今後も検
討していく課題だと考えております。

○11番(永野慶一郎) 最長2年間という、こういった補助金があるということで、2年使え
ば300万を超えるような補助金という形になりますので、やはりそういったところですね、ま
た補助金が無駄にならないような行政としてのバックアップもお願いをしていきたいと思
います。

○14番(吉松幸夫) 説明資料の9番なんですけど、片平山公園のトイレ改築工事の追加とあり
ますが、ここをもう少し、どのようなのができるのか、詳しくお願いいたします。

○建設課長(松崎信二) 資料の9番目にあります交付決定に伴う片平山公園トイレ改築工事の

追加、2,600万円の内容について説明いたします。

工事請負費の補正の詳細につきましては、片平山公園内に鉄筋コンクリートの平屋建てで、面積が50平米程度のトイレをグラウンドの南側入口付近に計画しております。また、既設トイレの2カ所の解体も補助事業で計画しております。

そのほか、附帯工事といたしまして、トイレの入口に身障者用駐車場の設置も現在検討中であります。

また、男子トイレには小便器が3基で、大便器は和便器が1基、洋便器が1基、女子トイレには和便器が1基、洋便器が2基で、多目的トイレにウォシュレット付の洋便器1基の設置を計画しております。

○14番（吉松幸夫） 今、既成のトイレは解体するとありましたけれども、途中の公園にあるところの小さなトイレを解体するということですか。

○建設課長（松崎信二） 既設のトイレは南側から公園に入ったところの右側に遊具施設があります。遊具施設のところに照明のついていない古いトイレがあります。それからグラウンドのソフトボール場のバックネットの横に既設のトイレがありますので、改築後に両方のトイレは解体する計画であります。

○14番（吉松幸夫） 解体をする南側のトイレのところなんですけれども、現在、階段式になってるんですが、あそこにその解体と同時にバリアフリーのような形で、あそこに上がれるようにとの声が市民からあるんですけれども、そこはどうでしょうか。

○建設課長（松崎信二） バリアフリー対応といいますと、多分、7%だったと思いますけれども、7%の勾配を今現在ある階段のところにつくるのは無理ではないかと思えます。

担当部署と現地をもう一回確認しますけれども、私が思ってる中では、多分、7%のスロープは無理だと思いますので、今現在のこの公園長寿命化の中にも入れておりません。

○14番（吉松幸夫） トイレが新しくできるということは、片平山公園が災害避難所という形に今なっておりますけれども、それも含めた形で、あそこにトイレを設置しようということなんですかね。

○建設課長（松崎信二） 今回のトイレ改修に関しましては、公園事業の中で、安全・安心対策事業の交付金を活用してつくるようにしています。

バリアフリー対応のトイレ改修などを行う場合が対象でありまして、市内公園事業で一番最初に塩浜公園のトイレを改修しました。そして、県事業で水尻公園を改修しました。そして今回、片平山公園の改修を提案しております。

そして、来年以降計画しているのが、港町にあります久保公園、それから台場公園、瀬戸公園などを一応計画しておりますけれども、この事業が今のところ令和2年までと国から来ておりますので、令和2年が延期されればいいんですけど、とりあえず建設課としては3カ所を予定しておりますけれども、その優先順位を決めて、あとの公園も何とか1カ所でも改修したいと思っております。

○5番（禰占通男） 説明資料の、何人か質問しましたけど、3番のシニア元氣いきいき活動ですけど、これ県内の取り組み状況、そしてどういう事業に取り組んでるのかわかってますか。

○福祉課長（山口英雄） 県内の取り組み状況については、県などからも情報は入ってきておりませんので、こちらでは具体的な把握はしてないところです。

○5番（禰占通男） そうすると、事業の内容もほかの市町村等の事業内容についても、団体が取り組んでいる事業の内容についてもわからないことですか。

○福祉課長（山口英雄） 今現在、私どものほうでは、ほかの自治体でどういった団体がどういった活動に取り組んでいるかについては把握しておりません。

○5番（禰占通男） 森林譲与税の補正額で250万出ていて、この基金に1,000円入るようにな

ってるんですけど、基金に入れる割合というのは決まってるんですかね。というのは、幾らぐらいが交付されたら基金にはこんだけ入れとかんないかんとか、そういうのは何か決まってるんですか、これは。

○農政課長（原田博明） 基金に積み立てる額については、そういった決まりはございません。

○5番（禰占通男） きのうの産業厚生でも、基金は一応ストックして事業等に備えるという委員会での回答も得たんですけど、そしたら、もらった分は全部基金にストックするちことも可能ですよね。

○農政課長（原田博明） 毎年度、この事業についての使途については公表していきますし、計画を立てて活用していくわけですけど、その中で執行残が出たり、今後、額的に計画した中で足らないと、何年か積み立ててちょっと大きな事業をしようというときには、基金を積み立てて活用していくということにもなると思います。

ただ、今のところ譲与される金額というのは、そんな高額な金額ではございませんので、計画的に活用していきたいと考えております。

その中で、留保したものについては、その都度、基金として積み立てていくことになります。

○5番（禰占通男） これから譲与税がどのように活用されていくかということで、新しくこういう補助金等が活用されるようであれば、林業に取り組みたいというそういう人たちもふえるのかどうかかわからないけど、そういうのが出てきた場合、また新たに本市のその基金だったら、額とかもそういうのも自由にできるわけでしょう、関係者に対しては、新しくこういう使い道にしましょうとか。

だからそれについては、やっぱり基金の積み立てが必要だと思うんだけど、将来的にそういった考えちゅうのは、まだ決まってないの。今回ちょこっと使うようになってるけど。

○農政課長（原田博明） 譲与税の使途につきましては、法で決められた内容でございますので、その内容に基づいて活用していくということになると思います。

現在は、その森林の所有者の状況とか所有者の意向、そういった情報を正確にまとめて、台帳の整備をしていくということを考えておまして、今後の活用につきましては、県の指導をいただきながら計画を立てていくことになっていくと思います。

委員がおっしゃるように、やはり林業施業者の確保というのが大きな課題にもなってきますので、そういったところの施策についても考えていかないといけないと考えています。

○5番（禰占通男） もう一つ、22ページの観光費の中で、調査設計等の委託料というのがありますが、これはどのような事業の調査設計なんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど8番委員から質問がありました末尾の8番目の火之神公園魅力度向上事業、県の地域振興推進事業の対象事業なんですが、これは火之神公園の、先ほど申し上げました広場からプールにおりる坂道の周遊道路の歩車道の整備工事にかかわる設計委託でございます。

○5番（禰占通男） そうすると、今の坂道を下っていくところを全面改修するちいうことですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほども言いましたが、柵の部分が老朽化して劣化が激しいところで、それと車道も狭もうございましたので、その辺を少し整備をして広場からプールへのアクセス、利用者の利便性を図るために整備を行うものです。

○5番（禰占通男） 先ほどもあったんですけど、駐車場とテントを張る芝の行き来の状態というのはあったんだけど、今、毎日メディア等をにぎわしてる脅迫事件とか交通事故、いろいろありますけど、以前は、個人情報に抵触するというので防犯カメラは相当嫌がられていたんだけど、今回、防犯カメラがすごく威力を発揮してるということもあるんだけど、火之神公園でキャンプするとなると、ほかの委員からもありましたけど、夜暗くなったりしたときに、防犯をどう

するのちなつた場合、その防犯のためのカメラ等の設置というのは構想はないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 防犯カメラの設置につきましては、火之神公園への設置については今のところ計画はないところです。

枕崎駅舎等には、ライオンズクラブから市内の主要施設に対しての設置の寄贈がありましたので、駅舎については、駅舎前広場に向ける形で設置しているところです。

火之神公園につきましては、今現在のところ防犯カメラ設置の検討はしていないところです。

○5番（禰占通男） 以前は、いろんな店もあって住民も近くにも住んでたんだけど、今あそこから辺がちょっと寂れた状態になってきてるので、将来的には、検討可能なら設置を検討してもらいたいと要望しときます。

○12番（東君子） 説明資料の2番、介護保険特別会計のところの低所得者保険料軽減で書いてありますが、この低所得者は金額は幾らぐらい。

○委員長（下竹芳郎） 介護については、介護保険予算のところでお願ひします。

○2番（眞茅弘美） 23ページの土木費、道路橋りょう維持費のところですけども、1,821万円委託料がふえて請負費が減っているのですが、こちらの説明をお願いします。

あと、道路新設改良費の補正額が約1,700万円少なくなっているんですけども、これは全体の金額が減ったのでしょうか。

○建設課長（松崎信二） 道路橋りょう維持費の増額と減額について説明いたします。

今回の補正は、委託料の増額と補助事業の工事請負費のうち、松之尾橋橋梁補修工事費の一部を減額するものであります。

内容といたしましては、工事請負費から1,800万円を流用いたしまして、補助事業の調査設計等委託料を1,800万円増額しております。

また、委託料の詳細につきましては、竹中橋ほか3橋の橋梁補修詳細設計業務委託を計画しています。

また、単独事業の橋梁補修現場技術支援業務21万円の増額につきましては、竹中橋ほか3橋分の補修設計現場技術支援業務委託料になります。

また、補助事業の工事請負費につきましては、当初予算で計上した松之尾橋橋梁補修工事費7,800万円のうち1,800万円を減額するものであります。

減額の理由といたしましては、松之尾橋補修工事費の詳細設計業務委託による実施設計の結果、不用となりました工事請負費1,800万円を委託料に流用するものであります。

今回、橋梁補修設計で計画しています竹中橋ほか3橋の橋梁名と架設場所につきまして説明いたします。

まず、竹中橋は国道270号から道野集落に通じます市道神浦木浦線の落川部にかかっております。2橋目は瀧ノ下橋になります。美初集落の尻無川にかかっております。3橋目は二本木橋になります。立神中学校の東側の牧園川にかかっております。4橋目は円妙ヶ堀橋になります。桜山地区の国道225号沿いにありますお茶の厚石園横から入る市道の平野川にかかっております。

以上の4橋の補修設計を計画しております。この工事につきましては、今のところ、令和2年度以降に補修工事を計画しております。

道路橋りょう費の道路新設改良費の工事請負費、補助事業1,740万7,000円の減額について説明いたします。

今回の補正は、防災・安全交付金、擁壁・法面変状対策事業の当初予算に対する内定率約35%の通知に伴いまして、工事請負費につきましては、若葉町の市営住宅若葉団地北側の茂谷平線法面変状対策工事費3,500万円のうち、2,489万6,000円を減額するものであります。

それと、防災・安全交付金、道路改良事業の当初予算に対する内定率約108%の通知に伴いまして、工事請負費の補助事業では、桜木町の街路104の1号線道路改良工事を追加いたしまして、

工事請負費を748万9,000円増額するものであります。

以上をまとめますと、工事請負費の補助事業1,740万7,000円の減額の内容といたしまして、茂谷平線法面変状対策工事の2,489万6,000円減額と街路104の1号線道路改良工事の追加に伴う工事請負費を748万9,000円増額いたしましたことによります差額分1,740万7,000円の減額補正となっております。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど9番委員のお尋ねの関係で、離岸堤の事業の負担割合について申し上げましたが、誤解がないように確認という意味で、再度詳しく説明したいと思います。

当初、農山漁村地域整備交付金事業で計画しておりましたが、そのとき全体事業費が約10億に対しまして、市の負担は約8,500万円、率にして8.5%と考えておりましたが、今回、特例補助事業として内示を受けた漁港海岸整備事業におきましては、先ほど申し上げました市の負担割合は4.7%となりまして、約10億の事業費としますと4,700万程度になるということです。

その8,500万と今申し上げました補助事業分で想定される4,700万の差額が3,800万円、財政効果として、今回の補助事業採択で3,800万円、市の負担が減少するということとなります。

○財政課長（佐藤祐司） 先ほど4番委員の起債事務費の質問に対しまして、私、起債事務費を申し上げました。

曖昧にしたところなんですけど、国庫補助事業に対する起債事務費は5%、単独事業に対する起債事務費は2.75%でございましたので報告いたします。

○4番（沖園強） 住宅建設費が減額補正ということになってるんですが、詳細設計等によって減ったのか、補助額が減ったのか、どちらなんですか。

事業費が減ってるんですけど、決算委員会のときも若干、12月議会だったかな、指摘してきたことがあったんですが、これ潟山住宅なのかな。それが設計によって減額になったのか、その辺を説明していただきたい。

○建設課長（松崎信二） 建設住宅費の公営住宅長寿命化事業の2,230万円の減額について説明いたします。

今回の補正は、公営住宅長寿命化事業の当初予算に対する内定率約46%の通知に伴いまして、補助事業の工事請負費5,346万円のうち、亀沢団地3号棟外壁、屋根の公営住宅長寿命化工事分を2,230万円減額するものであります。

今年度、長寿命化工事を取りやめる亀沢団地3号棟につきましては、令和2年度の補助事業の長寿命化工事で計画したいと思っております。

○委員長（下竹芳郎） ほかにはありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

△議案第7号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第7号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第7号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加し、予算総額を26億9,317万4,000円にしようとするもので、当初予算額より約0.1%の伸びとなります。

補正の内容は、介護保険システム改修312万6,000円、介護予防・生活支援サービス事業費4万円の増と介護予防ケアマネジメント事業費4万円の減でございます。

以上の財源として、繰入金2,208万1,000円及び国庫支出金119万7,000円の増と保険料2,015万2,000円の減で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。

○13番（清水和弘） 説明資料の部分ですけど、この1番目ですね、この（1）です。

介護システム改修とありますけど、この改修が必要になった理由、原因について。

○福祉課長（山口英雄） 今回の介護保険システム改修につきましては、平成31年度の介護保険制度改正に伴う分、消費税の改定に伴う改修、個人情報データのレイアウトの改修、区分支給限度額の見直し等、こういった4つの内容がございまして、あわせて312万6,000円のシステム改修となっております。

○13番（清水和弘） 個人に対して、直接そんな影響が出るとかはないわけだな。

○福祉課長（山口英雄） このシステム改修によりまして、個人に負担がといったものではございませんので、その意味では今、13番委員がおっしゃるとおりでございます。

○9番（立石幸徳） 一般会計でも、何名かの方がその、いろいろこの介護の低所得者の軽減に明細をというような質問もあったみたいですけど、予算書の5ページにですね、今回の明細といいましょうか、軽減額と対象人数もきちっと書かれているわけですね。

第1段階が5,000円、2段階が8,400円、3段階で1,600円が軽減されるんですけどね。ここでちょっと教えてといいましょうか、私もまだ理解できないんですが、この第2段階が8,400円、一番軽減額が大きいんですよね、金額が。これはどういった事情で、この第2段階を一番下げることになってきたんですかね。

○福祉課長（山口英雄） これは御承知のとおり、これまで第1段階につきましては、消費税の8%実施に伴いまして、平成27年度から軽減がかかっております。

第2段階と第3段階は、今回の消費税10%引き上げに伴いまして、初めて軽減措置が実施されるところでございます。

そういったことで、今回、表面上は初めて軽減が実施される第2段階の方が8,400円と大きくなっているところでございますけれども、第1段階の方につきましては基準額、第5段階の保険料率であります6万7,700円に対する本来の負担率は0.5で、本来は3万3,800円程度になるはずなんですけれども、現在はそこを0.05軽減して3万0,400円と、既に軽減した保険料率でしております。

今回、さらに負担を軽減するということで、さらに5,000円軽減を加算するというところでございます。

○9番（立石幸徳） ちょっと答弁になってないような感じもするんですけどね、一応、それは置きましてですね。まず、この本市の、この段階ごとの対象人数ちゅうのは、これはどういうふうになっているんですか。

1段階が1,710名、2段階が1,216名、3段階が938名なんですけど、あとの各段階の人数を教

えてください。今度、軽減対象になるその割合、全体の割合は何%になるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 各段階の被保険者数について申し上げます。1段階から3段階までは書いてございますので、第4段階が691人、第5段階が973人、第6段階が1,130人、第7段階が965人、第8段階が321人、第9段階が305人となっております。

全体で被保険者が8,249人でございますので、今回の改正によりまして、軽減を受けられる方々の割合は46.8%となります。

○9番（立石幸徳） 47%、約半分が今度、対象になるっちゃうことですよ。それから、あと幾つかあるんですが、この初日本会議でもちょっと質疑しましたこの条例の関係では、今予算ですけど、本年度と来年度の2年度を特例で決めると提案理由に書いてあるんですけどもね、条例には元年分の保険料しか出てないわけですよ。

それで、何でそういうことになるんだと、来年度分の引き下げ率もちゃんともう閣議決定で政令も出されてるはずなんですけど、その政令は見ているんですか、まず。

○福祉課長（山口英雄） 9番委員は、初日本会議のときにも質疑をされましたけれども、介護保険料は、政令で定める基準に従って市町村の条例で定めとなっております。

現在、介護保険法施行令の中で保険料率が定められていますけれども、その保険料率は平成31年4月以降の保険料ということで、今回提案したこの保険料率しか示されておられません。

ただ、国のほうは消費税10%になったときには、当初の予定では、まださらに減額するとしておりましたけれども、今現在、政令ではその規定が示されておられませんので、今、本市の条例でお示しできる保険料率というのは、現在提案しているこの保険料率しか提案できないということでございます。

初日にも説明いたしましたけれども、今後、介護保険法施行令の改正が、おそらく年度末あたりに出されて、新たな軽減率ですね、さらに拡大した軽減率が示されるものと思います。

○9番（立石幸徳） ですから、提案理由がおかしいですよ。そう今の説明でいくと、元年分しかな、示されてた元年分の保険料率をこうしますという提案理由になるんじゃないですか。2年分は予定であってな、決まっているっちゃうけど2年分は書いてないわけでしょう。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど申しましたとおり、介護保険料率については、政令で定める基準に基づいて条例で規定するということになってます。

政令は、今私どもが提案した保険料率について、平成31年4月以降に適用すると。ということは、今の段階では、令和2年もこの保険料率と政令上はなっておりますので、提案理由はこのとおりでいいこととなります。

○9番（立石幸徳） その令和2年ですよ、この率ももう示されているじゃないですか。つまり、本年度分は、例えば第1段階は、さっき言った消費税の特例分で0.45から今度0.375でしょう、2年は来年度ですよ、0.3と。第2段階も0.75をこの10月から0.625、これが0.5になるんでしょう、そういうふうにもう3段階もありますけどね、示されているから、その辺が分からないっちゃうことですよ。

それで、最終的にはこれ幾らになるんですか。令和2年には、その1段階、2段階、3段階。

○福祉課長（山口英雄） 令和2年度、この保険料率の関係ですけども、今、9番委員が言われたとおり、国は第1段階につきましては、令和元年度が負担率で申しますと0.375、第2段階は本来の0.75を下げた0.625、第3段階につきましては、0.725という負担率でしております。

令和2年度につきましても、今、9番委員が言われたとおり、国は令和2年度には、第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7にすると報道等もされているところでございます。

ただし、これが正式に効力を持つためには、政令改正が必要になります。政令ではこれはまだ示されておられません。

国が、こういうふうの方針は決めておりますけれども、まだ政令で示されていないので、令和2

年度の正式な負担率というのは示されていないという状況でございますので、お間違いのないようにお願いします。

○9番（立石幸徳） 示す、示さないのですけれども、いずれにしても今度がその令和元年がですね、その中間的な半端になっているのは、要するに10月からの消費税増税に合わすちゅうことで、年間でいうと半年分、半期分だということで、最終的にはその令和2年度が1年分フルに軽減するちゅうことで、元年度と2年度が違っていくわけですけどね。

それで、あと2つほどですね、要するに本市の場合はこの基準額が6万7,700円なんですけど、これは今第7期ですから、第7期のその基準額を計算するとき、そういうふうなものが本市の場合、サービスと比べて、この基準額を出すわけですけどね、こういう引き下げが出てくると本市の場合は、県内では、下から3番目ですか、安いほうからですね、基準額がなっている。

高いところほど、当然、掛け率ですから、低所得者に対する引き下げ額っていうのは、金額的に大きくなりますよね。

変な言い方ですけど、自治体ごとに軽減額が非常に大きいところ、少ないところ出てきて、何かその大きいところほどもうかったような感じになるわけですね、簡単に言うんですけど。これも初日にちょっと聞いたんですが、この本市分、今回の場合は国庫が1,000万ぐらい、県が500万、市も500万ですよ。

この今年度の措置ちゅうのはどういうふうに、もう明らかになってるんですか、財政措置。

○財政課長（佐藤祐司） 今年度の措置につきましては、先ほど小中学校の空調のときにも申しましたが、普通交付税の算定基礎の単位費用の中で影響分を勘案するというようなことを聞いております。

○9番（立石幸徳） その、それが聞いておりますじゃなく、もうちょっと、聞いている根拠をちょっと最後に教えていただきたいと思います。

○財政課長（佐藤祐司） 地方交付税の詳しい単位費用の明細というのはまだ示されていないんですけども、ただ全体額としては、高齢者保健福祉費については、単位費用は上がるんだという説明がされております。

そして、その上がる理由をとということになると、介護人材の分の人件費の改善ですとか、今言うこの介護保険料の低所得者分の軽減分の見直しという説明がされておりますので、その点については、単位費用の増額がなされるのではないかと考えております。

具体的に金額自体が示されていないので、その分で幾ら軽減分として単位費用が増額されてるといところまでは申せない状況でございます。

○9番（立石幸徳） あんまり先のことをいうのもちょっとどうかなちゅう気がするんですけど、ただ実際問題、このことは発生すると思うんですね。お尋ねしますが、令和2年度まではそういう形で低所得者を軽減しますよね。第8期の、いわゆる3年後といいましょうか、これをですね元に戻すって言ったら、また大変な社会的な問題になると思うんですよ。

だって、下がった人たちがですよ、今度は上がってきたというような状況になると、非常にやっぱり何もかも上がるちゅうことは大変ですから、ここらについては当面2年間はそういう軽減措置だけど、国保の場合はもうずっと保険基盤安定制度ということで常態化してますけどね。この介護保険の場合の軽減制度というのも、ずっと常態化していく、いかない、この辺については何の見通しもないんですか。

○福祉課長（山口英雄） この介護保険料の低所得者の軽減対策を国が制度設計したときに、先ほども若干申しましたけれども、消費税8%、それから10%に段階的に引き上げるというときに制度設計をしたものでございまして、そのときに消費税の引き上げに伴います低所得者層の負担軽減ということで、国は制度設計をしております。

そういった意味からすると、消費税の税率が変わらない限りは、国の当初設計でいきますと、

そのまま軽減制度は維持されるのかなと私どもとしては思っておりますけれども、国の動向については今後とも注視してまいりたいと考えております。

○7番（豊留榮子） 私もそこが何か不思議で、納得できないですけれども、その消費税絡みですよね、本当にこれね。だから、先々どうなるのかっていう不安があります、今、立石委員が言われたように。

だから、どう考えたらいいのかな、もうこれは国がちゃんと責任持ってきちっと財政を確保してですね、自治体に押しつけるんじゃないくて、そういう様子というか、そういう態度はないんですか。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険制度を安定運営するための財源確保については、市としましても市長会等を通じてずっと国のほうにも要望しておりますので、今後とも各自治体と歩調を合わせて、これまでどおり国のほうへ安定財源の確保ということで要望していきたいと考えております。

○7番（豊留榮子） 軽減されていくってのは所得の低い方々にとっては大事なことですし、これはぜひ、市を挙げて取り組んでいってほしいことだと思います。要望しておきます。

○5番（禰占通男） 先ほどありましたけど、この軽減分ですけど、今、課長も消費税率が10%ならこのままいくかもとそういう答弁をなされたんですけど、本当にあの一度下げてもらったものを、またもとに戻して、そして税率改正があったら、何かこのあれですよね、負担感ちゅうのは倍になるような感じですよ。

そうした場合、この国の方針で決まるんだけど、国が税率改定に対して、猶予とかそういうのが示されるちゅうのはいつになるんですかね。

3年ごとに見直しがされるんだけど、これから2年はこのまんま、そしてまたそのまんまで1年続かわからないけど、その後の税率改正になった場合、以前、こだけ下げたんだから、ほんならちょこっと半分ぐらい上げて、また猶予して次からまた上げるとか、そういう方針ちゅうのは今まで介護保険が始まってきて、その税率改正に対してこの猶予というのはどのようになっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険の税率につきましては、これまでも議会で説明してきたとおり、介護保険計画の3年間の計画を立てた中で、枕崎市で必要なサービス給付料が幾らあるかと、被保険者がどうなるかということで、枕崎独自で保険料率というのは定めるわけです。

ただ、負担率につきましては、先ほど申しましたとおり、国が消費税増税に伴う社会保障財源の一つとして、消費税増税分を介護保険料の低所得者対策として充当するという事で軽減しております。

ですので、介護保険料の保険料率の改定の猶予とかいうのは、実際に国がどうのこうのいうものではなくて、それは市のほうで、向こう3年間の適正な事業量に対して、被保険者数で割って、1人当たりの負担がどの程度必要かということで算定いたしますので、そこについては国が保険料率を猶予とか、そういった範疇ではございません。

ただ、先ほども説明いたしましたとおり、現在の低所得者に対する軽減制度も含めて、介護保険財政の安定運営のためには、今後とも国のほうに財源確保してくれという要望は引き続きずっと各自治体と歩調を合わせてやっていきます。

○5番（禰占通男） その軽減に関しては、もう国のほうじゃなくて市のほうでやっていいことですよ。軽減とかそういう分に対しては。

そしたら、予算があればそういうのはどんどんそっちに回しても関係ないことでしょう。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険は、御承知のとおり、特別会計ということで設置してありますので、介護保険に必要な経費は、介護保険の収入で賄うべき、そういった性格のものでございます。

先ほども申しましたとおり、介護保険の保険料については3年間でサービス給付に必要な額が

幾らかっていうのを算定して、それを3年間の平均被保険者数で割って、それで、一人頭幾らと市のほうで設定するものでございます。

ですから、この消費税絡みの軽減措置とは、また別個のものと考えていただきたいと思います。

○4番（沖園強） その軽減分に対しての基準財政需要額の単位費用の補足分というのは、いつごろはっきりわかるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 7月の頭に今年度分の普通交付税の算定をやりますので、その際に、単位費用の積算の明細というのが多分出されると思います。議会には9月議会にも報告できるのかなと思います。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（下竹芳郎） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（下竹芳郎） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時17分 再開

△議案第8号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第8号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第8号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書末尾をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,731万4,000円を追加し、総額を9億4,446万5,000円にしようとするもので、当初予算額に対し1.9%の増となります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の増額431万4,000円及び下水道整備費の委託料の増額1,300万円です。

補正額は、一般管理費が人件費929万円の増、処理施設管理費が人件費4,000円の増、排水施設管理費が人件費162万7,000円の増、下水道整備費が人件費の減と委託料の増で639万3,000円の増となります。

なお、以上の財源としまして、繰入金1,081万4,000円及び国庫支出金650万円で措置しました。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 下水道整備費が639万3,000円ですか、上がってるんですけど、この内容についてちょっと説明願います。

○水道課長（松田誠） 下水道整備費の補正でございますが、今回、ストックマネジメント計画策定委託料を県へ2,800万円要望していましたが、例年の交付金交付率を考慮して、1,500万で当初予算に計上していましたが、その後、本計画策定が令和2年度からの交付金事業採択条件とされていること並びに企業会計法全部適用後に長期収支計画を策定するためには、施設更新計画が必要となることなど諸条件を県と協議した結果、100%の交付金の内示があり、今回、補正を行うもので、委託料が1,300万増額となっています。

○13番（清水和弘） 6ページなんですけど、ストックマネジメント基本計画策定とありますが、どのような計画なんですか。

○水道課長（松田誠） スtockマネジメントの目的としましては、日々劣化し維持管理や改築、修繕のコスト増大を招くとともに、最悪の場合、機能不全に陥るリスクもはらんでいる一方で、施設の管理に熟練した技術職員の退職に伴い、適切な技術継承ができず、適正な管理が困難になることが懸念されることを踏まえ、適切に機能を発揮できるようにしておく必要があるということからストックマネジメントを策定し、下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ維持管理、改築、修繕の一体的な最適化を図り、計画的に改築を実施して持続的な下水道事業運営を目指すものでございます。

○13番（清水和弘） ということは若手の人員の育成とか、そういうものも含まれるということ。

○水道課長（松田誠） 人員の育成というか、技術職員が離れていくことで、今どういうストックがあるのか、これを明らかにして将来的な改築・修繕計画を立てていこうということでございます。

○13番（清水和弘） いろんなこと言われましたけど、枕崎の下水道に対してですよ、かつおぶし製造の人たちからいろんな苦情が来ると思うんですけど、どのような苦情が来てますか。

○水道課長（松田誠） 水産加工場からの苦情ですか。

○13番（清水和弘） 下水処理に対してですね、サバの部分は入れてくれるなどかというような声を私聞いとるんですけど、こういうこと言われとるけどと言ってですね。

○水道課長（松田誠） 下水道事業としまして、水産加工場の煮汁以外のものについては、受け入れることになっております。特に、カツオの煮汁については、エキスとかみ取っているみたいですけども、どうしてもサバ汁については、産廃という処理になっているみたいでございませう。

そこで、産廃に出すにはお金がかかりますので、それを下水道にそのまま流されている方もいるみたいなんです。そういうことにならないように注意を行っているということです。

○13番（清水和弘） サバ煮汁のことなんですけどね、今後もさばぶし工場もふえていくんじゃないかなというのを私は懸念しておるんですけども、そうなった場合に、このサバの煮汁に対するその対応っていうのは、どのようにしようと考えてますか。

○水道課長（松田誠） 水産商工課のほうでも、そのサバの煮汁についてもいろんな研究を行っているとは聞いていますけれども、下水道事業としましては、カツオであれサバであれ、煮汁、エキスの強いやつ、有機質の高いやつですね、これの受け入れはできないということになります。

○13番（清水和弘） サバのそういった煮汁については、受け付けられないということなんですけどね。私が聞いとるところ、ちょっとさばぶし工場のほうがふえつつあるんですよ。そこを思った場合さ、何かその対応は考えてないちゅうのはちょっと考えられないけど。

それとですね、何ですか、下水道に入ってくる、いろんな魚のうろことかいっぱいあるじゃないですか。あれを何とか処理して金になるような方法はないですかね。

○水道課長（松田誠） 水産加工場の排水を受け入れてますけども、基本的には第1の排水のところにグリストラップを設けております。そこで、第1グリストラップの網かごで、うろことか骨とか、そういうのは除去してもらおうことになってますので、基本的には流れてきません。

たまには骨とか流れてきますけども、うろことか骨なんかについては、そんなに大量に流れてくるということはありません。

○13番（清水和弘） 今、枕崎はまだしてないと思うんだけど、活性汚泥についてはどのような見解を持っていますか。

○水道課長（松田誠） 活性汚泥についてといたしますと……。

○13番（清水和弘） 今、汚水が流れてくる一番手前のとこかな、その部分で活性汚泥にすることで、いろんな装置を入れてですね、私は金になっていくんじゃないかと思ってるんですよ、汚泥がですよ。その辺の取り組みとかいうのは考えてないんですか。

○水道課長（松田誠） 汚泥処分費の縮減というのは、下水道事業において今、喫緊の問題だというのは十分認識しております。

そういう汚泥処理に関して、今いろいろな施策を検討しているところでございますけども、莫大な投資額が予測されます。スピード感を持ちながら慎重に対応している。今の取り組み内容としましては、汚泥量の軽減、臭気濃度の低減、汚泥搬出先の確保、この3点を重点項目としております。

その中で検討内容は、まず嫌気性消化槽による汚泥量軽減と臭気濃度軽減を図る取り組み、乾燥設備のみを設けて汚泥量軽減と臭気濃度の軽減を図る取り組み、堆肥化を行う汚泥中間処理施設の誘致に向けた取り組みの3案について研究しているところでございます。

そのほかにも13番委員が言うように、いろんな提案がございまして、それについても検討を行っていますが、いろんな投資にお金がかかるとか、将来的にどういう効果が得られるのか、その辺について、今、研究を行っているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、汚泥先の確保と、霧島だったですかね、本市の場合。それが昨年ですが1億3,000万ぐらいになっと思ったと思うんだけど、この部分についてですよ、何か生かす方法というのが私はあるんじゃないかと思うんだけど、いろんな会社からのオファーは来てないんですか。

○水道課長（松田誠） 今申したような3点の案で、新技術機構、これは協定を結んでいるんですけど、ここからの提案とか、全国規模で展開する機器を販売しているところからの提案とか、また個人的に下水道関係者からの提案とか、いろいろな提案は来ているところでございます。

その中で、13番委員が言うように、汚泥の処理は最終的には堆肥化して、それが有効な肥料となるようにできればいいんですけども、今、そこはどこが一番の落としどころなのか、その辺を研究しているところでございます。

○13番（清水和弘） 最後にしますけど、これは補助事業もあると私は見とるんですけど、そういうのも活用してですね、汚泥の削減といいますか、水分の除去ですね、そういうものにも取り組んでいていただきたい。これはもう最後に意見とします。

○9番（立石幸徳） 今後の補正で、一般会計からまた繰り入れをしてまでですね、このストックマネジメント計画をつくらんといかんという事情が、ちょっと課長の説明が非常に早口なものですから、よく聞き取れないところもあったのでちょっと整理しますが、まず当初との関係では、当初予算でストックマネジメント1,500万組んでるわけですね。

今後の委託料、6ページの1,300万、これとの関係はどういうふうに考えればいいんですか。

○水道課長（松田誠） 当初予算で1,500万計上してました。昨年の段階で県への予算要望、これ自体は2,800万円で要望していました。

この交付金は内示率とか、交付率とかありまして、交付率を考慮して2,800万を県へ要望したのに対して、当初予算では1,500万円計上したということでございます。

その後、計画策定が令和2年度からの交付金事業の採択要件となることや、法適化で長期収支計画を作成するのにストックマネジメント計画を策定した上で、修繕・改築更新の長期計画を立

てる必要があります。

そのことを県に相談したところ、要望どおり100%の交付額が来たということで、今回、補正をお願いしているところでございます。

○9番（立石幸徳） そうずっと当初の時点で、この1,300万の不足はもうわかっていったちゅうか、そういうことになっていくっていうのは大体予測されとったわけですか。

○水道課長（松田誠） 例年、この交付金については100%つくことはまれなものですから、県への要望額イコール当初予算額に計上した場合、かなりの差額が出ます。

この事業に当たっては、1,300万程度の差額でしたけども、この分を査定といいますか、内示率に合わせて1,300万円減額して当初予算に計上したということです。

○9番（立石幸徳） その理由に大体2つほど、2年度からの事業がこのマネジメントができていないといろいろ対応ができないと、こういう事情があるちゅうのが1点ですかね、それはもうちょっと言うと、どういうことでそうなるんですか。

○水道課長（松田誠） 今、社交金の交付金事業をやってますけども、これは第1期の長寿命化に合わせてやっています。それが令和2年度で終了ということになります。

引き続き改築更新計画はありますので、それを引き続きやるためには、その3月議会でも13番委員から出ました臭気問題もありましたので、どうしても濃縮汚泥の関係の更新、これを急ぎたいということで令和2年に申請して、令和3年度から測量試験費から始まって工事に着手したいと考えているところです。

○9番（立石幸徳） もう一点は、いわゆる本市の下水道事業会計が、来年度からのいわゆる企業会計への対応で、このストックマネジメントができていないと企業会計への移行がいろんな困難な面があるという、そういう説明ですかね、そういうふうに理解すればいいんですか。それはまた、なぜなんですかね。

○水道課長（松田誠） 繰り返しますけども、企業会計全部適用後に長期収支計画、総合戦略を踏まえて長期の収支計画を立てます。その上で、今の資産が幾らあるというのは、この全適用で調べてますけども、今の施設の現在の状況とか、それを踏まえての改築更新、修繕工事の計画をしていかないといけないと。

4条予算に係る返済計画を立てるためには、今ある施設の把握が必要になってくるということでございます。

○9番（立石幸徳） 大体、内容的なものはわかって、その必要性も大体幾らかわかったような感じがするんですが、ただ私は前の汚泥のときから言うように、こうたびたび一般会計からな、この下水道会計に繰り入れ、繰り入れちゅうて、それがちゃんと筋の通ったものならまだしもですよ、これだったら下水道会計ちゅうより一般会計の環境衛生費目ちゅうような感じの気分になりますよね。

だから、その辺はほんと全庁的にそういう関係者にもう一回だけ、財政課長に聞いておきますけども、この辺の一般会計からの持ち出しちゅうのは必要な、やむを得ないちゅうことで庁内では、そこらの論議ちゅうのは何かやられているんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 庁内での論議自体はされているわけではないんですが、毎年度の予算要求等の段階にあって、水道課と財政課との間でいろんなヒアリングだったり、議論だったりというのはしております。

今、9番委員から一般会計の環境衛生費のようなものだという御意見もありましたが、現実的には下水道事業と申しますのは、市内の環境衛生を図るという意味もありますし、枕崎の場合は、特に水産加工場の煮汁が市街地の側溝を流れていたという環境改善という意味もございまして、市全体として環境改善をどう図っていくかという事業の一つではあろうかと思えます。

○4番（沖園強） 一般会計からの繰り入れ、法定内、法定外いろいろ議論が分かれるところな

んでしょうけど、今回また法定外繰り入れ、特殊要因といえば特殊要因で、汚泥処理でこういったことになっていくんでしょうけど、そういった法定外繰り入れを人件費等にせざるを得ないというふうになった場合に、その普通交付税の算定のその単位費用的にはどうなっていくんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 普通交付税の単位費用的には、例えば支出が5,000万上がったからといって、5,000万算定されるということは全くございません。

それはもう全国一律の単位費用によって、人口1人当たり幾らという経費でもって算定されるものでございます。そして、それにプラスして下水道事業債の交付税措置分というのが合わせて交付税措置がされます。

ですから、30年度からの汚泥費用の増加に伴います一般会計からのいわゆる基準外繰り入れにつきましては、特別な財政需要ということで、市長の初日本会議で行政報告がありましたけれども、総務省のほうに枕崎市としては基幹産業を守るために、こういう特別な財政需要がありましたということで総務省にお伺いして、今回の特別交付税については29年、30年と比べますと2,200万ほど増額になりました。

これは、特に下水道事業への繰り出しが多くなったということを中心に申し上げに行きましたので、それらの主張をいろいろ取り上げていただいて特別交付税の増につながったものだと考えております。

○5番（禰占通男） 先ほど、煮汁の産廃問題が出ましたけど、この煮汁の産廃というものを浄化するための設備を設置するための助成というのはどういう助成があって、助成金があるのか、そういうのは枕崎の業者はそこら辺は全部把握してるのかな。

○水道課長（松田誠） 現在、水産加工場における補助金というのが一つ、水産商工課サイドにあります。これについてはグリストラップの設置とか、下水道に接続するときに交付されるものでございますけれども、今言った煮汁の除外施設となればかなり規模が大きくなります。

5番委員が言うように、各加工場で除外施設を設けて条例にうたってあります規制以下の水質で流されれば、何ら問題ないということになります。

○5番（禰占通男） 個人で、あっちこっち余裕があるのかどうかわからんけど、今タンクをつくって浄化設備をつくっているところもあるけど、いろんな水産加工に対しての国の補助金ちゅうのはないの。個人でやらなければならないのかな。

○水道課長（松田誠） その加工場についての補助金については、私のほうではよくわかりませんが、今、煮汁を除外する施設を設けるよりも、それを例えば産廃として持ち出したほうが安くつきますので、そちらのほうがいいと私は個人的に思います。

○5番（禰占通男） 産廃で出すにもタンクローリーみたいな車は必要なわけでしょう、産廃の処理できるところまで運ぶちゅうのは。

○水道課長（松田誠） 今、グリストラップの清掃について、月1回程度お願いしているんですけど、これの油分については毎朝取り除いてくださいと、沈殿した堆積物については産廃として出してくださいということになっています。

そのグリストラップの沈殿したやつを産廃に出すときに、1トン当たり3,000円から1万円の間でくみ取ってるみたいなんですけれども、そういう形で煮汁についてもその程度で、産廃で処分するというので、雑節の煮汁についてはお願いをしているところです。

○5番（禰占通男） スtockマネジメントについてちょっと聞きますけど、先ほどから言うように、修繕改築等にちゅうことだけど、もともとこのStockマネジメントを推進すること自体が、施設全体の管理を最適化する目的でしょう、これ。

そしたらですよ、前もあつたんだけど、汚泥の処理ですよ、汚泥処理に1億円ぐらいかかるといふ報告も受けたんだけど、それについて前も言ったんだけど今後のなるべく経費を抑えるための事業計画ですよ。これもこのマネジメントという中に入らないの。汚泥を最終的にどうにかし

ましよう、施設全体の管理運営の最適化ということで理由づけしたら。

○水道課長（松田誠） 読んで字のごとく、ストックしている資産のことですので、今回の下水道汚泥については、新たに設ける施設となります。ですから、このストックマネジメントとはまた別個の取り扱いということになります。

○5番（禰占通男） 新たにちゅうことは、今後ちゅうことですか。

○水道課長（松田誠） 先ほどの13番委員の質問にもありましたように、今いろんな方策について検討を行っているところですけども、その際いろんな施設の 신설になりますので、それについては新しい施設と。

このストックマネジメントは、今ある施設の老朽度関係を調査してどのぐらいの改築更新をしないといけないとか、修繕はいつごろになるとか、そういう計画を立てるものでございます

○5番（禰占通男） そしたら、今までは長寿命化計画ということでやってきたんだけど、今これをストックマネジメントということで、一応、修繕改築等にちゅうことになってきているんだけど、新しい試みだと思っただけ、そういった中で、やはりうちは、うちはというのじゃないけど、近隣のそこら辺もこれから汚泥に対しては相当負担が大きくなるわけでしょう。

そしたら、やはり将来的にいろいろこれに抱き合わせられるのかどうかは別としても、やはり長期に展望する必要があるんじゃないかと私が思って、今こうやって質問してるんですけど。

○水道課長（松田誠） 長寿命化計画の話が出ましたけれども、今回、長寿命化計画とストックマネジメントはどう違うんだということからまず説明しますが、長寿命化計画というのは今、調査段階で耐用年数が来ているものについて調査いたしました。

ストックマネジメントは、今ある下水道施設全般を調査してます。今までの長寿命化計画で調査した分、これについてはそのまま使えるという形になりますけど、その違いが長寿命化計画とストックマネジメントの違いでございます。

今回の汚泥処理に対する施設の更新、これについては長寿命化計画とは別個にまた進んでいくということで考えてもらって結構です。

○6番（城森史明） 煮汁が産廃ということでしたが、私らが以前聞いてきたのは、かつおぶしの製造においては、もう100%資源として使用されるということで聞いてるんですよ。煮汁っていうのは、いろんなDHAとかそういうのに精製されていくんじゃないんですか。大体、最終的に公共下水道に流れるものはどういうものなんですか。

○水道課長（松田誠） 煮汁の違いから説明しますが、カツオの煮汁については、今言ったように、エキスを抽出してそういう製品化できる手法が確立されております。そういうことでくみ取って製品化しているということなんですが、雑節関係の煮汁については、まだ製品化できるまでに至ってないということで、今も産廃処理ということであります。

その下水に流れてきている水質については、各工場のグリストラップで、骨とか皮とか網かごで取った後にグリストラップで油類を除きます。その後、血水の中に入っている有機物、これなんかは主な成分ですね。

○6番（城森史明） さばぶしの精製技術が確立されていないちゅうことなんですけど、考えればサバもカツオも一緒じゃないのかと、サバは青物ですよ。

あれも結構、技術支援とかそういうのが多いはずですので、その辺は加工組合の問題点じゃないかと思うんですが、その辺は水産商工課はどのように把握されてるんですか。

○委員長（下竹芳郎） 水産商工課長はいませんよ。

○6番（城森史明） それはいいんですが、そういう意味で、そういう認識でいいんすかね。さばぶしについてはそういうのが確立されていないんですか、産廃としてしか。

○水道課長（松田誠） その通りでございます。

○6番（城森史明） そういう意味ではちょっとおかしいかと、カツオができるんだったら、な

ぜサバができんのかなという思いがありますが、そして例えば公共下水道に流れるものは、こういうカツオ類は非常にBODが高いち言ってましたよね、非常にBODが高いもんだと、だからそれで処理に時間がかかったり、なかなかその処理ができにくくて、それで歩どまりが悪いといふかな、この処理する側にとっては非常に歩どまりが悪いわけですよ。その辺のところは決まってるんですか。

例えば、公共下水道に流れる場合には、サバの煮汁の品質みたいなBODが幾らとか、そういうのは決められているんですかね。

○水道課長（松田誠） 水産加工場の取り扱いでございしますが、下水道条例施行規則第13条におきまして、水産加工場の排水水質は下水道条例第9条ただし書きにおいて、BOD600ミリグラム毎リットルを原魚1トンに対して1,320ミリグラムと書いてあります。

本来ならば、BOD600までは普通に受け入れるんですけども、水産加工場ということで、水質料金をもらっている部分で、原魚1トン当たり1,320までは受け入れますと下水道条例施行規則ではなっているところでもあります。

○6番（城森史明） そういうことで、ちょっと産廃としてするにも何かもったいない、廃棄物ではなくて資源的な要素があるわけですから、その辺もやはり早急にその辺が資源として使われていくような形が必要かと思いますが、副市長はどう考えておられるんですか。

○副市長（小泉智資） 今、委員から御指摘のありましたように、汚泥の中に含まれているいろんな成分等、これを活用した中で、今現在は処理費用に多額の費用がかかっていますが、将来的には、先ほど水道課長から話がありました新しい技術あるいは設備を研究しながら、資源に変えていくというそういう方向性を模索しております。

○8番（吉嶺周作） サバの煮汁とカツオの煮汁では、BODやSSの数値はどう違うんですか。

○水道課長（松田誠） 煮汁自体の調査はやってないんですけど、カツオを専門にする工場排水とサバを専門にする工場排水の流入水質では、前計画ではカツオの場合がBOD1,715に対してサバが3,220、SSが542に対して1,008ということになってます。

○委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、6月28日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後1時55分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長